証券コード7239
平成27年６月２日

株　主　各　位

東京都昭島市松原町３丁目３番７号
株式会社タチエス
代表取締役社長　中　山　太　郎

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都昭島市松原町３丁目３番７号
　　株式会社タチエス　本社３階講堂
３．目的事項
報告事項
１．第63期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第63期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役賞与支給の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.tachi-s.co.jp/）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告 (平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

１．企業集団の現況に関する事項

(１)事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、消費税増税や円安による海外製品の価格上昇などの影響により、個人消費の伸び悩みが見られるものの、政府と日銀の経済政策により、景気は弱めながら回復基調が続いております。一方、海外におきましては、米国経済は個人消費の回復により堅調を持続しておりますが、東南アジアや中国経済の成長鈍化などもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループが関連する自動車業界におきましては、国内では消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が見られました。海外においても、東南アジア市場で低迷が長引いておりますが、中国、北米市場などの需要は堅調に推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは、『Global Challenge １７７（以下『ＧＣ１７７』といいます。)』を掲げ、「品質No.１」「営業利益率７％」「世界生産シェア７％」の３つの目標達成に向けた活動を、スピードを上げて引き続き取り組んでまいりました。

当期の主な活動といたしましては、自動車のシート完成品事業では、得意先の事業拡大対応に伴い、中国の襄陽と大連においてシート生産が稼働したほか、部品事業においても、中国、タイ、メキシコの各地域で縫製及びシートフレームの新たな拠点稼働と生産能力の拡大が進み、グローバル生産体制の戦略的展開を着実に進めております。

当期の業績につきましては、国内販売は減少したものの、北米、中南米及び中国での販売増加や、為替変動による円換算額増加等により売上高は2,509億4千万円（前期比14.2％増）となりました。利益面につきましては、国内での合理化努力の効果に加え、海外では量産立ち上げに係る一時費用の発生はありましたが、北米での売上高増加による利益貢献等により、営業利益は16億7千2百万円（前期比25.0％増）となりました。一方で、海外子会社での為替差損の発生や減損損失の計上により、経常利益は46億1千5百万円（前期比0.4％減)、当期純利益は8億8千2百万円（前期比45.8％減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

売上高は1,174億7千2百万円（前期比4.8％減）となりましたが、各種合理化活動の推進により営業利益は15億4千1百万円（前期比60.2％増）となりました。

②北米

新規受注車の販売増加等により、売上高は513億5千9百万円（前期比33.1％増）、営業利益は21億6千3百万円（前期の営業利益1億4千1百万円）となりました。

③中南米

新規受注車の販売増加等により、売上高は535億5千4百万円（前期比44.3％増）となりましたが、量産立ち上げに係る一時費用の発生等により、営業損失は23億5千7百万円（前期の営業損失6億6千3百万円）となりました。

④欧州

部品販売の減少等により売上高は4億8千4百万円（前期比48.8％減）、営業損失は2億6千4百万円（前期の営業損失2億4百万円）となりました。

⑤中国

新規受注車の販売増加等により、売上高は251億3千万円（前期比30.0％増）となりましたが、量産立ち上げに係る一時費用の発生等により、営業利益は6億9千1百万円（前期比57.9％減）となりました。

⑥東南アジア

当期よりタチエス オートモーティブ シーティング（THAILAND）Co.,Ltd.を連結の範囲に含めたことにより、売上高は29億3千9百万円となりましたが、新規受注したシートフレームに係る生産準備費用の発生等により、営業損失は8千8百万円（前期の営業損失5億3千6百万円）となりました。

(2)設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産設備を中心に、総額60億円を実施いたしました。

(3)資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、主に設備投資資金として、金融機関より長期借入35億円を実施いたしました。

(4)事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5)他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6)吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分の状況

該当事項はありません。

(8)対処すべき課題

当社グループが関連する自動車業界におきましては、国内において消費税増税による需要回復の遅れが響く一方、好調な北米市場の需要を背景とした輸出の増加が見られるものの、全体としての伸びは期待できない状況から、各得意先自動車メーカーの海外における生産拡大がグローバル規模で進められ、特に中国とメキシコにおいては、欧米メーカーも含めた生産能力拡大が加速されております。

このような状況下、競争力のあるコストを達成するための体質強化を図り、得意先のニーズに対してシート全体の提案ができ、グローバルで生産できる『グローバル・シート・システム・クリエーター』になることが当社グループの目指す方向であります。

そのため、以下を重点活動方針に掲げ取り組んでまいります。

①競争力の源泉となる「モノづくり力」の強化

②事業体質強化による「グローバル収益力」の向上

③海外生産体制の整備等の「事業・マネジメント力」の向上

また、グローバル競争に打ち勝ち、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでまいります。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(9)財産及び損益の状況の推移

項目＼期別	第60期 (平成24年３月期)	第61期 (平成25年３月期)	第62期 (平成26年３月期)	第63期(当期) (平成27年３月期)
売上高 (百万円)	204,053	217,692	219,661	250,940
経常利益 (百万円)	10,156	9,326	4,635	4,615
当期純利益 (百万円)	6,358	5,593	1,627	882
１株当たり当期純利益 (円)	193.62	164.90	44.65	24.27
総資産 (百万円)	116,242	124,125	143,485	162,287
純資産 (百万円)	60,663	74,658	80,655	89,289
１株当たり純資産 (円)	1,705.01	1,930.53	2,089.83	2,401.65

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
２．第60期は、東日本大震災による生産台数の減少による影響及び為替変動に伴う換算額の減少等により、売上、利益面共に減収減益となりました。
３．第61期は、東日本大震災やタイ洪水被害の影響の解消により、国内を中心に販売が回復したことから、売上高は増加しましたが、メキシコ新会社立ち上げ費用の影響等により利益面では減少し、増収減益となりました。
４．第62期は、売上高は増加しましたが、販売製品の構成変化による影響や、新工場及び新モデルの立ち上げに係る先行費用の負担増加等により利益面では減少し、増収減益となりました。
５．第63期の状況は、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Nui Tec Corporation	325 百万円	100.0 %	自動車座席用縫製部品の製造、販売
株式会社タチエスパーツ	50 百万円	100.0	各種座席部品・医療用ベッドの製造、販売
立川発条株式会社	40 百万円	77.7	各種バネ・自動車座席部品の製造、販売
タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.	43 百万US$	100.0	北米における営業、開発業務及び統括管理
シーテックス INC.	5 百万US$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
タチエス オートモーティブシーティング U.S.A.LLC	22 百万US$	100.0 (100.0)	米国における自動車座席の製造、販売

名　　称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
タチエス カナダ LTD.	12 百万CAN$	100.0 (100.0)	カナダにおける統括管理
インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.	26 百万US$	100.0 (19.2)	メキシコにおける自動車座席・座席部品の製造、販売
タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.	56 百万US$	100.0 (100.0)	中南米における開発業務及び統括管理
シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.	24 百万US$	95.0 (95.0)	メキシコにおける自動車座席の製造、販売
タチエス ブラジル Ltda.	10 百万US$	100.0 (100.0)	ブラジルにおける自動車座席の製造、販売
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	9 百万EURO	100.0	欧州における営業、開発業務
広州泰李汽車座椅有限公司	66 百万RMB	51.0	中国における自動車座席の製造、販売
泰極（広州）汽車内飾有限公司	38 百万RMB	100.0	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
武漢泰極江森汽車座椅有限公司	43 百万RMB	70.0	中国における自動車座席の製造、販売
上海泰極愛思汽車部件有限公司	55 百万RMB	100.0	中国における自動車座席用部品の製造、販売
泰極愛思（広州）投資有限公司	204 百万RMB	100.0	中国における統括管理
浙江泰極愛思汽車部件有限公司	82 百万RMB	100.0	中国における自動車座席用部品の製造、販売
襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司	30 百万RMB	51.0 (51.0)	中国における自動車座席の製造、販売
泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司	35 百万RMB	100.0 (100.0)	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
タチエス（THAILAND）CO.,LTD.	771 百万THB	100.0	アセアン、インドにおける統括管理及びタイにおける自動車座席用部品の製造、販売
タチエス オートモーティブ シーティング（THAILAND）Co.,Ltd.	153 百万THB	100.0	タイにおける自動車座席、座席用縫製部品の製造販売
PT. タチエス インドネシア	140,602 百万IDR	100.0 (100.0)	インドネシアにおける自動車座席の製造、販売

（注）1．当社の出資比率欄の（　）内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。
2．浙江泰極愛思汽車部件有限公司、襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司、タチエス オートモーティブ シーティング（THAILAND）Co.,Ltd.は、重要性が増したため、当期より重要な子会社に含めております。
3．シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップは、平成27年３月30日に解散いたしました。また、タチエス オートモーティブ シーティング　U.S.A.LLCは、平成26年４月15日付で、タックル シーティング U.S.A.から社名を変更いたしました.

(11)主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

自動車座席・座席部品の製造及び販売

(12)主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

①当社

本　　社	東京都昭島市松原町３丁目３番７号
技術センター	技術・モノづくりセンター（東京都青梅市） 技術センター愛知（愛知県安城市）
工　　場	愛知工場（愛知県安城市）　武蔵工場（埼玉県入間市） 青梅工場（東京都青梅市）　栃木工場（栃木県下野市） 平塚工場（神奈川県平塚市）　鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）

②子会社

名　　称	所　在　地
株式会社Nui Tec Corporation	東京都羽村市
株式会社タチエスパーツ	東京都羽村市
立川発条株式会社	東京都昭島市
タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.	米国　ミシガン州
シーテックス INC.	米国　オハイオ州
タチエス オートモーティブ シーティング U.S.A.LLC	米国　テネシー州
タチエス カナダ LTD.	カナダ　ノバスコシア州
インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.	メキシコ　アグアスカリエンテス州
タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.	メキシコ　アグアスカリエンテス州
シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.	メキシコ　グアナファト州
タチエス ブラジル Ltda.	ブラジル　リオデジャネイロ州
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	フランス　ヴェリジー・ビラクブレー市
広州泰李汽車座椅有限公司	中国　広東省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国　広東省

名　　称	所　在　地
武漢泰極江森汽車座椅有限公司	中国　湖北省
上海泰極愛思汽車部件有限公司	中国　上海市
泰極愛思（広州）投資有限公司	中国　広東省
浙江泰極愛思汽車部件有限公司	中国　浙江省
襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司	中国　湖北省
泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司	中国　湖北省
タチエス（THAILAND）CO.,LTD.	タイ　バンコク都
タチエス オートモーティブ シーティング（THAILAND）Co.,Ltd.	タイ　バンコク都
PT. タチエス インドネシア	インドネシア　西ジャワ州

（注）所在地欄には本社所在地を記載しております。

(13)従業員の状況（平成27年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
9,839名	2,208名増

（注）１．従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用等1,284名は含んでおりません。
２．従業員数が前期に比べ、2,208名増加しましたのは、主としてインダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.において生産規模拡大に対応したこと、及び浙江泰極愛思汽車部件有限公司、襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司、タチエス　オートモーティブ　シーティング（THAILAND）Co.,Ltd.を新たに重要な子会社に含めたためであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,434名	８名減	38.2歳	14.0年

（注）従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等129名は含んでおりません。

(14)主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借　　入　　先	借　入　金　残　高
	百万円
株式会社三井住友銀行	4,910
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,298
三井住友信託銀行株式会社	500
日本生命保険相互会社	500
明治安田生命保険相互会社	200

(15)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．当社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(１)発行可能株式総数 140,000,000株

(２)発行済株式の総数 36,442,846株（自己株式1,004,371株を含む）

(３)株主数 3,824名（前期末比245名減）

(４)大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 2,417	% 6.82
日野自動車株式会社	1,521	4.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,418	4.00
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED	1,350	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,230	3.47
タチエス取引先持株会	1,063	3.00
齊藤　静	1,046	2.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	981	2.77
河西工業株式会社	905	2.56
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	843	2.38

(注)　持株比率は自己株式（1,004,371株）を控除して計算しております。

(５)その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を図るため、平成27年１月13日の当社取締役会決議に基づき、平成27年１月14日から２月10日の間、公開買付けにより100万株（発行済株式総数に対する割合は2.74%）の自己株式を総額1,436百万円で取得いたしました。

3．当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．当社の役員に関する事項

(１)取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者	田口　裕史（たぐち　ひろし）	
代表取締役社長 (最高執行責任者)	○中山　太郎（なかやま　たろう）	
代表取締役 相談役	齊藤　潔（さいとう　きよし）	
取締役 (副社長)	○野上　義之（のがみ　よしゆき）	経営統括部門長
取締役 (常務執行役員)	○三木　浩之（みき　ひろゆき）	調達・部品事業部門長
社外取締役	木津川　迪洽（きつかわ　みちひろ）	クローバー法律事務所パートナー弁護士 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会理事
常勤監査役	原田　文雄（はらだ　ふみお）	
常勤監査役	窪田　清夫（くぼた　きよお）	
社外監査役	一法師　信武（いっぽうし　のぶたけ）	学校法人桐朋学園監事 社会福祉法人八王子いちょうの会監事
社外監査役	松尾　慎祐（まつお　しんすけ）	さくら共同法律事務所パートナー弁護士 株式会社アイ・エー・エス・エス社外監査役

(注) 1．監査役一法師信武氏は、公認会計士及び税理士資格を有するほか、会計分野に関する研究及び教授等を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
2．当社は、取締役木津川迪洽氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．○印は執行役員兼務者であり、（ ）内は執行役員の地位であります。
4．平成26年６月25日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、蒲睦氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
5．平成13年６月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	蒲生　睦（がもう　むつみ）	タチエス エンジニアリング U.S.A. INC. 取締役社長
常務執行役員	冨山　正樹（とみやま　まさき）	第二事業グループ長
常務執行役員	青地　徹（あおぢ　とおる）	タチエス ブラジル Ltda.取締役社長

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	岩石　徹（いわいし　とおる）	生産部門長
常務執行役員	青木　明（あおき　あきら）	品質保証部門長
常務執行役員	島崎　満雄（しまざき　みつお）	開発部門長
執行役員	榎本　一夫（えのもと　かずお）	国内生産担当
執行役員	岩崎　信也（いわさき　しんや）	福州泰昌汽車座椅開発有限公司総経理
執行役員	内藤　博彦（ないとう　ひろひこ）	第三事業グループ長
執行役員	山本　雄一郎（やまもと　ゆういちろう）	泰極愛思（広州）投資有限公司総経理
執行役員	有重　邦雄（ありしげ　くにお）	第一事業グループ長
執行役員	横田　政明（よこた　まさあき）	フレーム事業部（開発）担当
執行役員	神谷　勝（かみや　まさる）	総務部・人事部担当 コンプライアンス担当
執行役員	小野　純生（おの　すみお）	フレーム事業部（調達）・縫製事業部・第一調達部担当
執行役員	地頭　泰（じとう　やすし）	生産改善推進部・生産準備部担当
執行役員	嘉山　修（かやま　おさむ）	技術審査部・コンポーネント設計部担当
執行役員	楮畑　健二（かじはた　けんじ）	品質保証部担当

(２)取締役及び監査役の報酬等の額

取締役７名	216百万円	(うち社外取締役１名　７百万円)
監査役４名	41百万円	(うち社外監査役２名　８百万円)

(注) 1．取締役の報酬限度額は、平成22年６月25日開催の第58回定時株主総会において、年額280百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成22年６月25日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
3．上記人数及び報酬等の額には、平成26年６月25日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名に係る報酬が含まれております。
4．上記報酬等の額には、平成27年６月24日開催の第63回定時株主総会において決議予定の取締役賞与（社外役員は除く）が含まれております。

(３)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　　名	地　　位	重 要 な 兼 職 の 状 況
木津川　迪　洽	社 外 取 締 役	クローバー法律事務所パートナー弁護士 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会理事
一法師　信　武	社 外 監 査 役	学校法人桐朋学園監事 社会福祉法人八王子いちょうの会監事
松　尾　慎　祐	社 外 監 査 役	さくら共同法律事務所パートナー弁護士 株式会社アイ・エー・エス・エス社外監査役

(注) １．当社はさくら共同法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。
２．その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②当期における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
木津川　迪　洽	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会14回中13回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
一法師　信　武	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会14回中14回に、また、監査役会７回中７回に出席し、必要に応じ、財務及び会計に関する専門的見地から発言を行っております。
松　尾　慎　祐	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会14回中14回に、また、監査役会７回中７回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額です。

5．当社の会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

あらた監査法人

(2)会計監査人が受けた過去２年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

(3)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4)当期に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支 払 額
当期に係る報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 1．当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。

(5)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

６．当社の体制及び方針

（１)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成16年４月にコンプライアンス宣言を行いましたが、この中で、「タチエス倫理綱領」を役員・社員の行動の拠りどころとし、以下の実践に努めることを宣言しました。

・環境への影響に十分配慮し､社会に有用で安全な商品を提供していくと共に､企業の透明性を確保し､全てのステークホルダーの信頼に応えられるよう努める。
・国の内外を問わず、全ての法律とルール及びその精神を遵守すると共に、社会的良識をもって行動する。
・社是「互譲協調」の精神に基づき、良き企業市民として責任ある行動と倫理観の涵養に努める。

これらを実践し、社会から信頼される企業であり続けるため、当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めました。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 役員・社員は、一人ひとりの行動規範として制定する「タチエス倫理綱領」に従い、誠実に行動する。
2) コンプライアンスに関する体制整備のため、コンプライアンス運用規定、内部通報制度標準等を制定すると共に、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。社長を委員長とし、全取締役、関係執行役員、事務局で構成する倫理委員会にて、各年度、コンプライアンス実行計画を策定すると共に活動のレビューを行う。グループ内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設ける。この通報先は、経営監査室、監査役、顧問弁護士とする。
   コンプライアンス違反が発生した場合、これに適切に対応するため、コンプライアンス担当役員を委員長とし、社外取締役、監査役、顧問弁護士、事務局にて構成するコンプライアンス委員会を設置する。
3) 社内業務については経営監査室が監査する。各部署・関係会社に対する監査計画を立案し、監査の実施、指摘、監査報告を行い、有効性の強化とプロセス改善に努める。
4) 経営の公正及び透明性を確保するために、取締役体制には社外取締役を招聘する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
2) 重要な情報の機密保持や個人情報の保護については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に保存及び管理される。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 取締役会及び執行役員会において、経営環境の変化や事業の活動状況を踏まえ、事業に関する重大なリスクを予見し、その適切な対処方法について検討し、予防策を講じる。
2) 全社的なリスクについては、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置すると共に、その下部組織として部会を設置し、リスク管理体制の整備、強化を図る。
3) コンプライアンス、安全衛生、環境、防災、品質に係るリスクについては、「倫理委員会」「中央安全衛生委員会」「全社環境管理委員会」「中央防災対策委員会」「品質保証委員会」を設け、それぞれの担当部署が専門的な立場からリスク管理を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
   ・毎月１回開催する取締役会における重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督
   ・毎月２回開催する執行役員会における重要事項に関する意思決定
   ・取締役会における中期経営計画策定と執行役員会における月次のフォロー
   ・取締役会における年度事業計画策定と執行役員会における月次業績のフォローと改善策の策定
2) 経営の意思をタイムリーに伝達し、各部門における業務の執行を円滑にするために、各部門を担当する執行役員が招集する部門別執行役員会（各部門の担当役員・部長にて構成）を設置する。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1) グループ経営管理については、経営統括部門が統括する。
2) 経営統括部門は、グループ各社の月次損益分析を取締役会及び執行役員会に報告する。
3) 次の会議体を設け、関係会社に対する適切な経営管理とモニタリングを行う。

＜国内関係会社＞
・国内関係会社経営コミッティー（年２回開催）
・関係会社社長会（年２回開催）
＜海外関係会社＞
・海外関係会社経営コミッティー（年２回開催）
・北米経営コミッティー（四半期毎に開催）
・中国経営コミッティー（四半期毎に開催）

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1) 現時点で補助すべき使用人は設置していないが、必要に応じ監査役スタッフを置くこととし、その人事については監査役会の承認を得ることとする。
2) 監査役は、監査職務の遂行に当たり、内部監査を担当する経営監査室と連携を保ち、効率的な監査を行う。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1) 常勤監査役は、監査方針を立案し、監査計画に基づく監査を実施する。また、取締役会や重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求める。
2) 監査役会は、社長との定期的な意見交換会を設定する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 監査役体制は、経営執行の状況を広い視野から把握するため、学識経験者等の有識者を社外監査役として招聘する。また、監査役の欠員による監査の空白を避けるため、補欠社外監査役を選任する。
2) 監査役は、監査役、会計監査人、経営統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年２回定例的に開催し、コーポレートガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行う。
3) 監査役会は、会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行う。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
当社は、「タチエス倫理綱領」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない旨定め、研修等により周知徹底を図る。ま

た、経営統括部門は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、有事の際にも速やかに対応可能な体制を整備する。

(２)当社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的内容の概要

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引きいただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

当社が関連する自動車業界におきましては、一段と成熟化が進み、今後国内での生産量の増加は期待できない大変厳しい状況にあります。こうした環境の中、得意先自動車メーカー各社は生き残りを賭けた新たな中長期の成長戦略を掲げ、グローバルで活動を推進しており、当社もこの新戦略の流れ、とりわけ新興国を中心とした事業展開に挑戦することが、生き残りをかけた正念場であると認識しております。そこで当社は、平成28年度を到達年度とするビジョン『ＧＣ１７７』を新たに定め、「品質No.１」「営業利益率７％」「世界生産シェア７％」の３つの長期目標を掲げ、この目標を達成するための諸施策を着実に実行することにより、『グローバル・シート・システム・クリエーター』としての基盤を強化し、世界で存在感ある企業を目指していきたいと考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要

当社は、平成24年６月27日に開催された第60回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」（以下「本プラン」といいます）をご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間を確保すること、当社取締役会等において大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、並びに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと認められる大規模買付行為に対する対抗措置を予め明らかにすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うことを目的としております。

本プランの対象となる大規模買付行為は、以下の1）又は2）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為となります。

1) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20％以上となる買付け
2) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

なお、本プランにおける対抗措置の具体的な内容としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。

④取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から本プランが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」の全てを充足しています。また、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様の意思を直接確認するものです。

また、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みを確保しています。

4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置します。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株

主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期が現在１年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.tachi-s.co.jp/uploads/pdfs/newsrelease_1/20120510_tachi-s.pdf)

本プランの有効期間は、平成27年６月24日開催予定の第63回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社は、平成27年５月13日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを更新せず廃止することを決議いたしました。

(３)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

内部留保金につきましては、研究開発やグローバルな事業展開に向けた投資等に活用し、中長期的な利益確保と財務体質の強化を図ってまいります。

なお、当社は、会社法第454条第５項の定めにより、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主総会決議をもって実施する期末配当と合わせ、年２回の配当を行うことを基本としております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**89,871**	**流動負債**	**60,112**
現金及び預金	31,683	支払手形及び買掛金	39,573
受取手形及び売掛金	37,788	短期借入金	2,005
有価証券	186	未払法人税等	1,970
商品及び製品	1,812	未払費用	5,748
仕掛品	816	役員賞与引当金	50
原材料及び貯蔵品	9,302	その他	10,764
前払金	766	**固定負債**	**12,884**
繰延税金資産	1,010	長期借入金	6,500
その他	6,535	繰延税金負債	4,234
貸倒引当金	△30	役員退職慰労引当金	13
固定資産	**72,415**	退職給付に係る負債	520
有形固定資産	**36,419**	その他	1,615
建物及び構築物	12,066		
機械装置及び運搬具	11,964	**負債合計**	**72,997**
土地	6,449	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	2,511	**株主資本**	**69,628**
その他	3,428	資本金	9,040
無形固定資産	**1,115**	資本剰余金	9,529
のれん	115	利益剰余金	52,499
その他	1,000	自己株式	△1,440
投資その他の資産	**34,880**	**その他の包括利益累計額**	**15,482**
投資有価証券	27,508	その他有価証券評価差額金	4,832
長期貸付金	20	為替換算調整勘定	10,466
繰延税金資産	2,251	退職給付に係る調整累計額	182
退職給付に係る資産	51	**少数株主持分**	**4,178**
その他	5,056		
貸倒引当金	△8	**純資産合計**	**89,289**
資産合計	**162,287**	**負債・純資産合計**	**162,287**

連結損益計算書 (平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		**250,940**
売上原価		**233,423**
売上総利益		**17,516**
販売費及び一般管理費		**15,844**
営業利益		**1,672**
営業外収益		
受取利息	241	
受取配当金	203	
持分法による投資利益	2,734	
その他	267	3,445
営業外費用		
支払利息	108	
為替差損	371	
その他	22	503
経常利益		**4,615**
特別利益		
固定資産売却益	10	
関係会社株式売却益	286	
ゴルフ会員権売却益	7	
負ののれん発生益	0	304
特別損失		
固定資産処分損	64	
減損損失	632	
関係会社出資金評価損	202	900
税金等調整前当期純利益		**4,020**
法人税、住民税及び事業税	3,291	
法人税等調整額	△1,073	2,218
少数株主損益調整前当期純利益		**1,801**
少数株主利益		918
当期純利益		**882**

連結株主資本等変動計算書 (平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	9,040	9,518	51,462	△3	70,017
会計方針の変更による累積的影響額			△100		△100
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,040	9,518	51,361	△3	69,917
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△619		△619
当期純利益			882		882
自己株式の取得				△1,437	△1,437
連結範囲の変動			△63		△63
持分法の適用範囲の変動			912		912
その他		10	26		36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	10	1,138	△1,437	△288
平成27年３月31日残高	9,040	9,529	52,499	△1,440	69,628

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	3,058	3,291	△215	6,134	4,502	80,655
会計方針の変更による累積的影響額						△100
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,058	3,291	△215	6,134	4,502	80,554
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△619
当期純利益						882
自己株式の取得						△1,437
連結範囲の変動						△63
持分法の適用範囲の変動						912
その他						36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,774	7,175	397	9,347	△323	9,023
連結会計年度中の変動額合計	1,774	7,175	397	9,347	△323	8,735
平成27年３月31日残高	4,832	10,466	182	15,482	4,178	89,289

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　23社

会 社 名：㈱Nui Tec Corporation、㈱タチエスパーツ、立川発条㈱、タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.、シーテックスINC.、タチエス オートモーティブ シーティング U.S.A.LLC、タチエス カナダ LTD.、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.、シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.、タチエス ブラジル Ltda.、タチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.L.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司、上海泰極愛思汽車部件有限公司、泰極愛思(広州)投資有限公司、浙江泰極愛思汽車部件有限公司、襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極愛思(武漢) 汽車内飾有限公司、タチエス オートモーティブ シーティング (THAILAND) Co.,Ltd.、タチエス(THAILAND) CO.,LTD.、PT.タチエス インドネシア

(連結の範囲に関する事項の変更)

浙江泰極愛思汽車部件有限公司、襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極愛思(武漢)汽車内飾有限公司は、重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

持分法適用の関連会社であったタックル シーティング Thailand Co.,Ltd.は、株式を追加取得して子会社化するとともに、社名をタチエス オートモーティブ シーティング (THAILAND) Co.,Ltd.に変更し、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップは、解散したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

会 社 名：福州泰昌汽車座椅開発有限公司、タチエス ベトナム CO.,LTD.、タチエス エンジニアリング ベトナム CO.,LTD.、㈱TSデザイン、タチエスサービス㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等を勘案しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数　－社

(2) 持分法適用の関連会社の数　8社

会 社 名：富士機工㈱、錦陵工業㈱、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A.LLC、フジキコウ タチエス メキシコ S.A. DE C.V.、鄭州泰新汽車内飾件有限公司、広州富士機工汽車部件有限公司、大連東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司

(持分法の適用の範囲に関する事項の変更)

鄭州泰新汽車内飾件有限公司、大連東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司は、重要性が増したことにより、当連結会計年度から持分法の適用の範囲に含めております。

また、タックル シーティング Thailand Co.,Ltd.は、持分法適用会社から連結子会社となったため、タックル シーティング UK Limitedは、株式売却により関連会社でなくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

会社名：福州泰昌汽車座椅開発有限公司、タチエス ベトナム CO.,LTD.、タチエス エンジニアリング ベトナム CO.,LTD.、㈱TSデザイン、タチエスサービス㈱

関 連 会 社

会社名：浙江吉倶泰汽車内飾有限公司、ＡＰＭ タチエス シーティング システムズ SDN.BHD.

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち、錦陵工業㈱、テクノトリムINC.の決算日は９月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、鄭州泰新汽車内飾件有限公司、大連東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

その他の持分法適用会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、タチエス オートモーティブ シーティング U.S.A.LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.、シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.、タチエス ブラジル Ltda.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司、上海泰極愛思汽車部件有限公司、泰極愛思(広州)投資有限公司、浙江泰極愛思汽車部件有限公司、襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極愛思(武漢) 汽車内飾有限公司、タチエス オートモーティブ シーティング(THAILAND) Co.,Ltd.、タチエス(THAILAND) CO.,LTD.、PT.タチエス インドネシアの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	主として連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
時価のないもの	主として総平均法による原価法

②デリバティブ　時価法

③たな卸資産

製品・仕掛品（量産品)、原材料	主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他の製品・仕掛品	主として個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯　蔵　品	最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）によっております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年） に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

連結子会社のうち３社について、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、５年間で均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、主に当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が232百万円増加し、利益剰余金が100百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土　　地	1,062百万円
建物及び構築物	2,996百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
計	4,059百万円

(2) 担保に係る債務

流動負債「その他」	452百万円
長期借入金	4,300百万円
固定負債「その他」	1,177百万円
計	5,929百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　43,402百万円

3．保証債務の内容及び金額

他の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証額は次のとおりであります。

浙江吉倶泰汽車内飾有限公司	271百万円	(14,000千RMB)
フジキコウ タチエス メキシコ S.A. DE C.V.	174百万円	(22,100千MXN)
浙江富昌泰汽車零部件有限公司	39百万円	(2,031千RMB)
計	484百万円	

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式数の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	36,442,846	—	—	36,442,846

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日定時株主総会	普通株式	327百万円	9円	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	291百万円	8円	平成26年9月30日	平成26年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に予定されているもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	283百万円	8円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、主に銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。有価証券につきましては、安全性の高い金融資産での運用のためリスクは僅少であります。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握すると共に、把握された時価が取締役会に報告されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金はすべて固定金利としており、支払金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引については、通常の営業過程における輸入取引及びグループ内の外貨建て融資に係る為替相場の変動によるリスクを軽減するため、必要に応じ為替予約取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、執行・管理については、その必要性を検討し社内承認を得た上で行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	31,683	31,683	―
(2) 受取手形及び売掛金	37,788	37,788	―
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,890	10,890	―
(4) 前払金	766	766	―
(5) 支払手形及び買掛金	(39,573)	(39,573)	―
(6) 短期借入金	(2,005)	(2,005)	―
(7) 未払法人税等	(1,970)	(1,970)	―
(8) 長期借入金	(6,500)	(6,493)	△6

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(4) 前払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及びその他は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2．非上場株式（連結貸借対照表計上額31百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、非連結子会社及び関連会社の株式（連結貸借対照表計上額16,773百万円）とあわせ「(3) 有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1．賃貸等不動産の状況に関する事項
　当社は東京都内において、賃貸用の商業施設（土地含む。）を有しております。
2．賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,014	5,387

(注) 1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
(注) 2．時価は、主として「固定資産税評価額」に基づき算定した金額であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　2,401円65銭
1株当たり当期純利益金額　24円27銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	882百万円
普通株主に帰属しない金額	―百万円
普通株式に係る当期純利益	882百万円
普通株式の期中平均株式数	36,361,851株

その他の注記

減損損失に関する注記
　連結子会社であるタチエス ブラジル Ltda.及びタチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.L.における経営環境の変化に伴い、投資額の回収が見込めない両社の生産設備をはじめとする固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に632百万円計上しております。

※　記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**39,558**	**流動負債**	**26,053**
現金及び預金	8,973	支払手形	824
受取手形	90	買掛金	20,235
電子記録債権	3,462	関係会社短期借入金	1,051
売掛金	20,055	未払金	458
商品及び製品	394	未払費用	2,485
仕掛品	1,074	未払法人税等	126
原材料及び貯蔵品	2,369	預り金	405
前払金	976	設備関係支払手形	50
繰延税金資産	467	前受収益	365
その他	1,724	役員賞与引当金	50
貸倒引当金	△30	その他	0
固定資産	**50,338**	**固定負債**	**10,794**
有形固定資産	**14,067**	長期借入金	6,500
建物	6,348	繰延税金負債	1,847
構築物	178	退職給付引当金	850
機械及び装置	2,094	その他	1,597
車両運搬具	3	**負債合計**	**36,848**
工具器具備品	476	**(純資産の部)**	
土地	4,924	**株主資本**	**48,218**
建設仮勘定	41	**資本金**	**9,040**
無形固定資産	**720**	**資本剰余金**	**9,193**
ソフトウェア	703	資本準備金	8,592
その他	16	その他資本剰余金	601
投資その他の資産	**35,550**	**利益剰余金**	**31,425**
投資有価証券	10,728	利益準備金	480
関係会社株式	15,459	その他利益剰余金	30,944
出資金	132	圧縮記帳積立金	21
関係会社出資金	8,681	別途積立金	15,000
従業員に対する長期貸付金	20	繰越利益剰余金	15,923
長期前払費用	146	**自己株式**	**△1,440**
その他	391	**評価・換算差額等**	**4,830**
貸倒引当金	△8	**その他有価証券評価差額金**	**4,830**
		純資産合計	**53,048**
資産合計	**89,897**	**負債・純資産合計**	**89,897**

損益計算書 (平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		**121,033**
売上原価		**113,246**
売上総利益		**7,787**
販売費及び一般管理費		**6,489**
営業利益		**1,297**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,187	
その他	189	2,376
営業外費用		
支払利息	74	
その他	21	96
経常利益		**3,577**
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	91	91
特別損失		
固定資産処分損	27	
関係会社出資金評価損	202	230
税引前当期純利益		**3,438**
法人税、住民税及び事業税	473	
法人税等調整額	240	713
当期純利益		**2,724**

株主資本等変動計算書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 圧縮記帳積立金
平成26年４月１日残高	9,040	8,592	601	9,193	480	21
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,040	8,592	601	9,193	480	21
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
圧縮記帳積立金の積立						1
圧縮記帳積立金の取崩						△0
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	0
平成27年３月31日残高	9,040	8,592	601	9,193	480	21

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
	その他利益剰余金 別途積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
平成26年４月１日残高	15,000	13,968	29,470	△3	47,700	3,056	3,056	50,757
会計方針の変更による累積的影響額		△150	△150		△150			△150
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,000	13,818	29,320	△3	47,550	3,056	3,056	50,606
事業年度中の変動額								
剰余金の配当		△619	△619		△619			△619
当期純利益		2,724	2,724		2,724			2,724
圧縮記帳積立金の積立		△1	―		―			―
圧縮記帳積立金の取崩		0	―		―			―
自己株式の取得				△1,437	△1,437			△1,437
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						1,773	1,773	1,773
事業年度中の変動額合計	―	2,104	2,105	△1,437	668	1,773	1,773	2,442
平成27年３月31日残高	15,000	15,923	31,425	△1,440	48,218	4,830	4,830	53,048

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式　　総平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの　　総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・仕掛品（量産品)、原材料　　総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②その他の製品・仕掛品　　個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③貯蔵品　　最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定　率　法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定　額　法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定　額　法

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が232百万円増加し、繰越利益剰余金が150百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建物	2,996百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	0百万円
計	4,059百万円

(2) 担保に係る債務

預り金	344百万円
前受収益	107百万円
長期借入金	4,300百万円
固定負債「その他」	1,177百万円
計	5,929百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　24,853百万円

3．保証債務の内容及び金額

他の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証額は次のとおりであります。

泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司	1,059百万円	(54,729千RMB)
浙江吉倶泰汽車内飾有限公司	271百万円	(14,000千RMB)
フジキコウ タチエス メキシコ S.A. DE C.V.	174百万円	(22,100千MXN)
浙江富昌泰汽車零部件有限公司	39百万円	(2,031千RMB)
計	1,544百万円	

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,392百万円
短期金銭債務	3,051百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,996百万円
仕入高	19,251百万円
その他の営業費用	725百万円
営業取引以外の取引高	2,009百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,626	1,000,745	—	1,004,371

(注) 自己株式当期増加の内訳

公開買付けによる取得　1,000,000株

単元未満株式の買取　745株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認	36百万円
未払賞与否認	291百万円
退職給付引当金否認	273百万円
その他	494百万円
繰延税金資産　小計	1,096百万円
評価性引当額	△182百万円
繰延税金資産　合計	913百万円
繰延税金負債との相殺	△446百万円
繰延税金資産の純額	467百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△10百万円
その他有価証券評価差額金	△2,283百万円
繰延税金負債　合計	△2,293百万円
繰延税金資産との相殺	446百万円
繰延税金負債の純額	△1,847百万円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.5％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.9％、平成28年４月１日以降のものについては32.1％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が159百万円減少し、当事業年度に計上した法人税等調整額が82百万円、その他有価証券評価差額金額が241百万円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 Nui Tec Corporation	所有 直接 100%	当社製品の部品製造 役員の兼任	部品等の購入	9,155	買掛金	294
						未払費用	4
				原材料の支給	6,137	前払金	316
				資金運用の受託	3,314	関係会社短期借入金	754
				受取配当金	50	—	—
	タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.	所有 直接 100%	当社の米国における営業開発業務 役員の兼任	技術支援及び部品等の販売	164	売掛金	19
				部品等の購入	120	買掛金	1
						未払費用	0
				受取配当金	334	—	—
	インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.	所有 直接 80.8% 間接 19.2%	技術支援及び部品の供給他 役員の兼任	技術支援及び部品等の販売	2,479	売掛金	1,226
	広州泰李汽車座椅有限公司	所有 直接 51%	技術支援及び部品の供給他 役員の兼任	技術支援及び部品等の販売	186	売掛金	201
				受取配当金	484	—	—
	泰極(広州)汽車内飾有限公司	所有 直接 100%	当社製品の部品製造他	技術支援及び部品等の販売	810	売掛金	101
				部品等の購入	10,247	買掛金	765
						未払費用	1
				原材料の支給等	2,125	前払金	251
				受取配当金	458	—	—
	泰極愛思(武漢)汽車内飾有限公司	所有 間接 100%	債務保証	銀行借入に対する債務保証	1,059	—	—
関連会社	富士機工株式会社	所有 直接 24.5%	当社製品の部品製造 役員の兼任	部品等の購入	6,438	買掛金	1,585
				原材料の支給等	528	前払金	—
				受取配当金	51	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方法

(1) 部品の購入等については、当社より見積条件（仕様等）を提示し、各社より提示される見積書をベースに価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金運用の受託及び資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,496円93銭
1株当たり当期純利益金額	74円93銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	2,724百万円
普通株主に帰属しない金額	―百万円
普通株式に係る当期純利益	2,724百万円
普通株式の期中平均株式数	36,361,851株

※　記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社　タ　チ　エ　ス
　取　締　役　会　御　中

あ　ら　た　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　戸　田　　栄　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　椎　野　泰　輔　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社タチエスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社　タ　チ　エ　ス
　取　締　役　会　御　中

あ　ら　た　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　戸　田　　栄　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　椎　野　泰　輔　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タチエスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、当期の監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、当期の監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムの整備・運用状況点検シート」に基づき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書作成時点において、「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を取締役等及びあらた監査法人から受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

株式会社タチエス　監査役会

常勤監査役　　原　田　文　雄　　㊞
常勤監査役　　窪　田　清　夫　　㊞
社外監査役　　一法師　信　武　　㊞
社外監査役　　松　尾　慎　祐　　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株当たり金８円、総額283,507,800円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として１株当たり金８円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、１株当たり金16円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役７名選任の件

現在の取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を１名増員し、７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	田口 裕史 (昭和22年1月18日生)	昭和44年 4 月　日産自動車株式会社入社 平成 5 年 7 月　豪州日産自動車会社取締役チーフアドバイザー 平成10年 4 月　当社入社、理事 インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V. 取締役社長 平成13年 6 月　日産自動車株式会社入社 平成14年 4 月　同社中国事業室主管 平成15年 1 月　当社入社、顧問 平成15年 6 月　当社執行役員 平成16年 6 月　当社取締役兼常務執行役員、海外事業部門長 平成18年 4 月　当社海外事業統括部門長 平成20年 4 月　当社取締役兼副社長 平成21年 4 月　当社取締役兼最高執行責任者 平成21年 6 月　当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成22年 4 月　当社グローバル地域統括 平成23年 4 月　当社品質保証部門長 平成25年 4 月　当社モノづくり本部統括 平成26年 4 月　当社代表取締役社長兼最高経営責任者 平成26年 6 月　当社代表取締役会長兼最高経営責任者（現任）	27,500株
2	中山 太郎 (昭和30年9月18日生)	昭和55年 4 月　日産自動車株式会社入社 平成22年 4 月　同社グローバルマルチソーシング＆エキスポートマネジメント部長 平成23年 4 月　当社入社、顧問 平成23年 6 月　当社取締役兼副社長、ビジネス本部統括、海外部門長 平成24年 4 月　当社ビジネス部門長 平成26年 4 月　当社取締役兼最高執行責任者 平成26年 6 月　当社代表取締役社長兼最高執行責任者（現任）	7,500株
3	齊藤 潔 (昭和22年1月25日生)	昭和48年 3 月　当社入社 昭和57年 6 月　当社取締役 平成 5 年 6 月　当社常務取締役、生産本部長 平成 8 年 6 月　当社代表取締役社長 平成13年 6 月　当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成17年 6 月　当社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成26年 4 月　当社代表取締役会長 平成26年 6 月　当社代表取締役相談役（現任）	736,028株

番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	野上義之 (のがみよしゆき) (昭和27年1月9日生)	昭和50年 4 月　前田建設工業株式会社入社 平成10年 4 月　同社海外事業部副部長 平成12年 1 月　当社入社 平成15年 6 月　当社執行役員 平成17年 6 月　当社常務執行役員 平成19年 4 月　当社事業統括部門長 平成19年 6 月　当社取締役兼常務執行役員 平成20年 4 月　当社経営統括部門長（現任） 平成21年 4 月　当社取締役兼副社長（現任） 平成22年 4 月　当社ビジネス管理本部統括 平成23年 4 月　当社ビジネス本部統括、当社管理本部統括（現任）、海外部門長	12,200株
5	三木浩之 (みきひろゆき) (昭和28年10月3日生)	昭和54年 4 月　日産自動車株式会社入社 平成12年 1 月　同社商品企画商品戦略室主管 平成13年 4 月　同社企画統括部長 平成16年 4 月　当社入社、顧問 平成16年 6 月　当社執行役員 平成17年 6 月　当社取締役兼常務執行役員、開発技術部門長 平成18年 4 月　当社開発部門長 平成19年 4 月　タチエス エンジニアリング　U.S.A.INC.取締役社長 平成19年 6 月　当社取締役退任、常務執行役員 平成21年 4 月　当社品質保証部門長 平成23年 4 月　当社開発部門長 平成24年 6 月　当社取締役兼常務執行役員 平成26年 4 月　当社調達・部品事業部門長 平成27年 4 月　当社取締役兼専務執行役員（現任） 当社モノづくり本部統括（現任）	9,600株
6	木津川迪洽 (きつかわみちひろ) (昭和22年3月19日生)	昭和50年 4 月　第一東京弁護士会登録 谷川八郎法律事務所勤務 昭和52年 4 月　木津川迪洽法律事務所設立 平成11年 4 月　クローバー法律事務所設立パートナー（現任） 平成18年 6 月　当社社外取締役（現任） 当社特別委員会委員（現任） (重要な兼職の状況) クローバー法律事務所パートナー弁護士 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会理事	8,200株

番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	※きのした　としお 木下俊男 (昭和24年4月12日生)	昭和55年１月　クーパースアンドライブランドジャパン（現 あらた監査法人）入所 昭和58年７月　公認会計士登録 昭和60年２月　米国クーパースアンドライブランド（現プライスウォーターハウスクーパース）ニューヨーク事務所監査マネージャー 昭和60年11月　同デトロイト事務所中西部地区日系企業統括パートナー 平成７年６月　同ニューヨーク本部事務所全米日系企業統括パートナー 平成10年７月　米国プライスウォーターハウスクーパースニューヨーク事務所北米日系企業統括パートナー 平成17年７月　中央青山監査法人（みすず監査法人へ改称）東京事務所国際担当理事 平成19年７月　日本公認会計士協会専務理事 平成25年７月　同協会理事（現任） 公認会計士木下事務所設立代表（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士木下事務所代表 株式会社海外需要開拓支援機構社外監査役 パナソニック株式会社社外監査役 株式会社ウェザーニュース社外監査役 株式会社アサツーディ・ケイ社外取締役	０株

(注) １．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．木津川迪洽氏と木下俊男氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は木津川迪洽氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．木津川迪洽氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって９年であります。また、木下俊男氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として高い見識を有しており、会計・監査業務における豊富な経験を当社の経営に活かしていただくためであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
５．当社は、木津川迪洽氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。また、木下俊男氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役一法師信武氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※小澤伸光（おざわのぶあき） (昭和30年11月16日生)	昭和55年11月　監査法人井上達雄事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所 昭和60年10月　小澤公認会計士事務所設立所長（現任） (重要な兼職の状況) 小澤公認会計士事務所所長 学校法人明星学苑理事 公益財団法人たましん地域文化財団監事 多摩信用金庫監事	０株

(注) １．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．小澤伸光氏は、社外監査役候補者であります。
４．小澤伸光氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくためであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
５．小澤伸光氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月25日開催の第62回定時株主総会において補欠監査役に選任された木下德明氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、あらためて、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、下記候補者の選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略　歴　及　び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
木下德明（きのしたのりあき） (昭和14年12月５日生)	昭和41年６月　公認会計士登録 木下公認会計士事務所開設 昭和47年４月　中央大学商学部兼任講師 昭和59年10月　監査法人井上達雄会計事務所代表社員 平成５年10月　朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 代表社員 平成14年４月　中央大学商学部教授 平成18年６月　当社特別委員会委員（現任） 平成19年６月　当社補欠監査役（現任） (重要な兼職の状況) トッパン・フォームズ株式会社社外監査役	０株

(注) １．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．木下德明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．木下德明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくためであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
４．木下德明氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第５号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役６名のうち、社外取締役を除く５名に対し、当期の業績等を勘案し、総額5,000万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額の決定については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

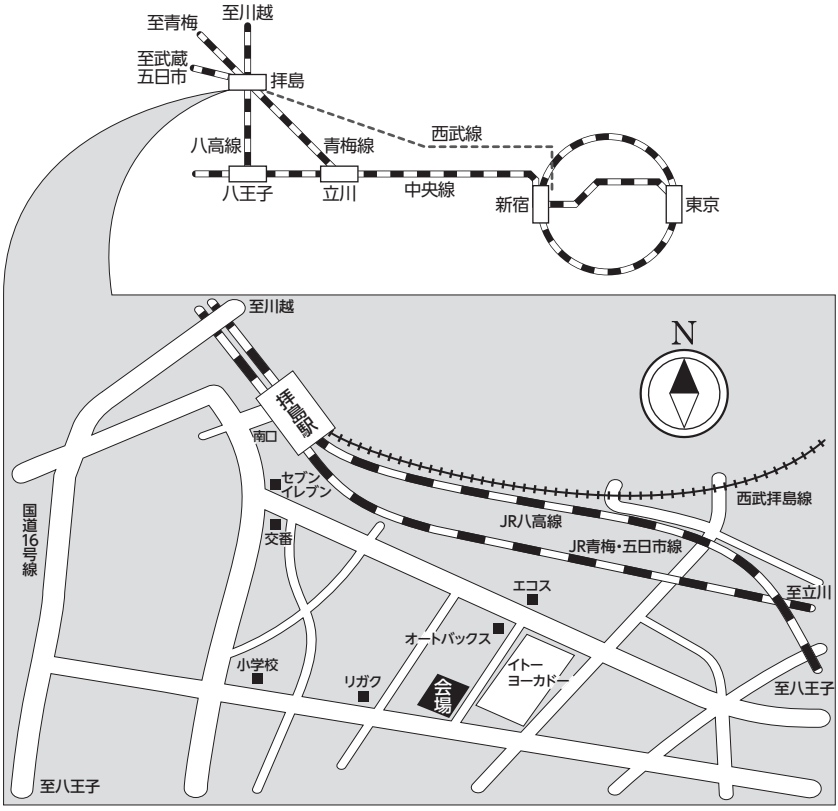

会場：東京都昭島市松原町3丁目3番7号
株式会社タチエス　本社3階講堂

交通：JR青梅・五日市・八高線、
西武拝島（新宿）線
拝島駅下車　南口より徒歩約15分

UD FONT　VEGETABLE OIL INK